

第10期千葉県生涯学習審議会第5回会議及び

平成27年度第1回千葉県社会教育委員会議

配布資料一覧

報告資料

- (1) 平成27年度千葉県社会教育施策について
 - ・平成27年度 生涯学習課 主要事業概要
- (2) 千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）について
 - ・千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）概要

議事資料

- (1) 平成27年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について
 - ・平成27年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について（諮問）
 - ・平成27年度社会教育関係団体に対する補助金について（案）
 - ・社会教育法抜粋

○別添資料

平成27年度社会教育関係団体補助金交付申請に関する資料

協議参考資料

- (1) 社会教育における子供の貧困対策について

その他資料

- 千葉県生涯学習審議会条例
- 千葉県社会教育委員条例
- 社会教育委員会議運営規則

報告資料

(1) 平成27年度千葉県社会教育施策について

- ・平成27年度 生涯学習課 主要事業概要

(2) 千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）について

- ・千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）概要

平成27年度 生涯学習課 主要事業概要

主要事業名	事業の内容
<p>学校・家庭・地域連携協力推進事業 134,634千円</p>	<p>学校・家庭・地域が連携協力し、地域住民等の参画を得て、学校支援や放課後等の教育活動を進めることにより、地域全体で子供たちを育む体制づくりを推進します。</p> <p>1 地域とともに歩む学校づくり推進支援事業（学校支援地域本部） 学校と地域が連携して、地域コミュニティを構築し、地域の子供たちを地域で育てていくため、学校と地域を結ぶコーディネーターを配置し、学習支援や環境整備、登下校の見守りなど、学校を支援する体制づくりを推進します。</p> <p>2 放課後子供教室推進事業 すべての子供たちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりのため、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を促進します。 また、留守家庭児童を対象とする「放課後児童健全育成事業」と一体的あるいは連携した総合的な放課後対策（放課後子ども総合プラン）として推進します。</p>
<p>学校を核とした 県内1000か所ミニ集会</p>	<p>地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として、県内全ての公立小・中・高・特別支援学校を会場に、学校職員と保護者や地域住民とが学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合うミニ集会の取組を推進します。</p>
<p>県立学校における 「開かれた学校づくり委員会」 設置事業 5,293千円</p>	<p>地域の住民や保護者などを委員とした「開かれた学校づくり委員会」を学校運営協議会設置校を除く全ての県立学校に設置し、学校の自己評価をもとに学校関係者評価を行い、学校運営上の課題を解決する方策等を検討するなど、地域に開かれた学校づくりを推進します。</p>
<p>県立学校の開放の推進 3,219千円</p>	<p>県民の多様な生涯学習のニーズにこたえ、学習の機会の拡充を図るとともに、開かれた学校づくりを進めるため、学校施設や教育機能の開放を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校開放講座 ・県立学校施設開放事業 ・県立学校教室等開放事業
<p>県立学校における 「コミュニティ・スクール」 設置事業 486千円</p>	<p>保護者や地域住民が、学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し改善を図るなど、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育を実現するとともに、地域に開かれ、地域とともに歩む学校づくりを目指します。また、コミュニティ・スクールの取組事例や成果を市町村に積極的に発信するなど、市町村の取組を促進します。</p>
<p>コミュニティ・スクール 実践研究事業 522千円</p>	<p>コミュニティ・スクールの導入拡大や取組充実を図るため、これから導入しようとする学校の実情に応じた制度運用の方策を研究します。また、研究の成果を市町村に積極的に提供するなど、市町村の取組を促進します。</p>
<p>家庭教育支援事業 2,105千円</p>	<p>子供たちの生きる力の基礎を培う家庭教育の充実を図るため、保護者への家庭教育支援や家庭教育を支えるよりよい環境づくりのための取組を推進します。</p> <p>1 家庭教育推進委員会 本県の実情に応じて、家庭教育支援の方策等を協議し、学校、家庭、地域が連携協力して、社会全体で取り組む家庭教育支援の一層</p>

主要事業名	事業の内容
<p>「親力アップいきいき子育て広場」事業</p> <p>「家庭教育支援団体データベース」事業</p> <p>「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業</p> <p>「ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度」</p> <p>企業等での社会体験活動 (キャリア教育推進事業) 2,414千円</p>	<p>の推進を図ります。</p> <p>2 市町村家庭教育支援事業 市町村の家庭教育支援関係者の知識・技術の習得及び資質の向上を図るとともに、関係機関・関係者のネットワークを構築し、家庭教育支援体制の強化を図ります。 (1) 家庭教育相談担当者協議会 (2) 市町村担当者研修 ・市町村相談員等のための家庭教育研修講座(初級・中級) ・「親の学びプログラム」活用推進研修会 (ア) スタート研修会 (イ) フォローアップ研修会 (3) 家庭教育支援研究協議会 (4) 子供の生活習慣改善事業 社会やライフスタイル等の変化により、乱れがちになっている子供の生活習慣を改善するため、「早寝早起き朝ごはん」に関する実践発表や、ホームページやポスター、チラシによる、子供の生活習慣改善に向けた啓発活動を推進します。</p> <p>3 企業における家庭教育支援講座 働く親等に対し、県内企業の協力を得て、社員研修を行い、親の学習機会の充実を図り、家庭における教育力の向上を図ります。</p> <p>4 家庭教育リーフレット活用事業 基本的な生活習慣や親子のコミュニケーションなど家庭教育のポイントをまとめたリーフレットを、3歳児健診、小・中学校の入学式等に配付し、すべての家庭の教育力向上を図ります。</p> <p>子供の発達段階に応じた生活習慣やしつけなど、家庭教育に関する手立てや知識等の情報を掲載したウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の充実により、個々の家庭の教育力向上を図ります。</p> <p>家庭教育や子育てを支援している団体をホームページで紹介し、個々の家庭の家庭教育支援や親の学習機会の充実を図ります。</p> <p>保護者向けの啓発資料編と学校行事等で教員が保護者に働きかけるための指導プログラム編で構成する家庭教育支援資料集について、学校等での活用を一層推進します。</p> <p>教育分野での社会貢献活動に取り組む企業と連携し、その取組をホームページ上で紹介するなど、家庭・学校・地域が一体となって、子供たちを育てる環境づくりを推進します。</p> <p>児童・生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付け、社会で自立し、仕事を通じて社会に貢献できるよう、学校外における職場見学や体験活動の機会を企業等と連携し提供します。また、保護者向けのキャリア教育リーフレットを配布し、キャリア教育の普及・充実を図ります。</p> <p>1 夢チャレンジ体験スクール ・サイエンススクール: 研究機関等での観察・実験 ・キャリア教育科学・先端技術体験キャンプ: 企業・大学等での科学・技術体験、研究者へのインタビュー ・キャリア教育しごと体験キャンプ: 職業人へのインタビュー、就業体験、大学レベルの講義等</p>

主要事業名	事業の内容
	<p>2 子ども参観日キャンペーン 子供たちが親の働く姿に接することができるよう、企業等に「子ども参観日」の実施を働きかけるとともに、実施した企業をホームページ上で紹介するなど、企業等の参加を促進します。</p> <p>3 キャリア教育啓発資料 公立高等学校及び特別支援学校高等部新入生の保護者に啓発リーフレットを配付し、キャリア教育を推進します。</p>
高等学校と大学との連携の促進	県内の大学・短期大学の高大連携に関する取組予定を調査し、ホームページに掲載するなど、高等学校が高大連携に取り組みやすい環境の整備を図ります。
さわやかちば県民プラザにおける生涯学習の推進 191,407千円	<p>本県の生涯学習の振興や芸術文化活動の振興を図るための機能を持つ「さわやかちば県民プラザ」において、以下の取組を推進します。</p> <p>県民の学びを支援する「千葉県生涯学習情報提供システム（ちばりすネット）」の充実を図り、「まなびシステム“ちばネット”」や「県民カレッジ」により、学んだ成果が適切に評価されるシステムづくりに取り組みます。</p> <p>また、社会教育・生涯学習推進講座等を実施し、社会教育関係者等の資質向上を図り、市町村及び生涯学習関連機関等の人材・情報などのネットワークづくりに努めます。</p> <p>さらに、ボランティア活動の推進や現代的課題に対応した調査研究に取り組みます。その他、生涯学習の振興を図るとともに地域活動等で生かすための各種取組を行います。</p>
子どもの読書活動推進事業 889千円	<p>「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」に基づき、子供の読書環境の整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達の段階に応じた保護者向け読書活動啓発リーフレットの配付 ・「子ども読書の集い」の開催 1回 ・「公立図書館と学校の連携を図るための研修会」の開催 1回
県立図書館サービスの充実 337,203千円	「千葉県立図書館の今後の在り方」に基づき、専門書や学術雑誌などを中心とした整備や蔵書の管理・検索システムの運用、市町立図書館等への図書配送、各種研修・講座の開催等、県民の多様なニーズに応えられるよう、図書館サービスの充実を図ります。
中央図書館の整備	中央図書館を県内図書館の中核と位置付け、ワンストップサービスの推進などその機能強化や利用者の安全・安心の確保のために必要な施設・整備の検討を進めます。
メディア教材開発事業 115千円	社会教育や学校教育に関する各種メディア教材の開発作品を県民から広く募集し、学習成果発表の機会を設けるとともに、各種の生涯学習講座・研修会や授業での積極的な活用を図ります。
視聴覚教育指導者研修事業 114千円	メディア教育に関する基本的な知識と技能を習得し、ICT機器・教材を実際に即して適切に活用できるようにします。
社会教育主事講習等研修受講促進事業	社会教育主事の配置促進と有資格者の増加、社会教育に携わる職員の資質向上を図るため、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターで実施される社会教育主事講習への、公立学校教職員等による受講を促進します。

主要事業名	事業の内容
社会教育関係団体の支援 715千円	社会教育の充実・振興のため、社会教育関係団体への助成により支援します。
青少年教育施設における 自然体験・生活体験活動の 推進 468,084千円	<p>青少年教育施設の豊かな自然環境を活用した宿泊を伴う自然体験や生活体験などを通して、学校では体験することのできない失敗体験や成功体験を積み重ねながら、対人関係能力の育成など、青少年の健全育成を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「週末ふれあい推進事業」として、週末に各施設の立地条件や機能を生かし、様々な体験活動を提供し、高齢者や親と子の世代間での交流を通して、ふれあい体験のできる事業を企画・実施し、併せて地域の指導者育成を行います。
通学合宿推進事業	<p>子供たちが親元を離れ、地域の公民館や青少年教育施設等に宿泊しながら通学する「通学合宿」を推進し、団体生活の中で日常生活の基本を学ばせるとともに、子供たちの社会性、自主性、協調性を育みます。また、運営に地域住民の参画を促進することにより、地域ぐるみで子供を育てる機運の醸成と地域コミュニティの活性化を図ります。</p>
体験活動指導者養成事業	<p>県立青少年教育施設の豊かな自然環境や体験活動指導に係るノウハウ等を活用し、子ども会の指導者等地域における青少年指導者や、教員・公民館職員等の青少年指導者を対象とした体験活動指導者を養成することを通して、県内における体験活動の推進体制の整備を図ります。</p>
文化交流イベントの実施 【新規】 1,000千円	<p>県民の日交流イベントに合わせて、台湾の高校生と県内高校生が、県立青少年教育施設で日本の伝統食づくりや宿泊体験等による交流を行います。</p>
社会人権教育指導研修事業 715千円	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会人権教育指導者の養成 市町村職員及び社会教育関係者に対する人権教育を推進し、社会人権教育指導者の養成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・社会人権教育指導者養成講座 年4回開催 ・社会人権教育地区別研修会 5会場で開催 ・社会人権教育中央研修会 2 社会人権教育資料を刊行します。
千葉県人権教育促進事業 6,757千円	<p>同和問題をはじめとした、子供や障害者等をめぐる人権問題に係る教育的課題の解決を図るため、人権教育推進員を選任し、人権教育に関する啓発活動や相談活動を実施します。</p>

千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）概要

1 計画の性格

- (1)子どもの読書活動を全県的に推進するための手引
- (2)「読書県『ちば』」を目指す設計図

2 計画期間 平成27年度からおおむね5か年

3 基本理念

子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる 読書県「ちば」の推進

4 基本方針

- (1)読書に親しむ機会の充実
- (2)読書環境の整備
- (3)普及啓発活動の推進

5 特色

- (1)「家庭・地域」「学校等」「図書館等」「行政」のそれぞれの役割と必要な取組の明確にした。
- (2)子どもや読書に関わる大人が計画を共有し、協働することが必要であるため、読書の意義の啓発・普及を意識するとともに、分かりやすい表現に努めた。

6 主な取組と指標

主な取組

- (1) 家庭読書の推進
- (2) 地域における「本のある街」の推進
- (3) 図書館等との連携による学校図書館の機能強化及び学校における読書活動の充実
- (4) 公立図書館の「子どもの読書活動推進センター」機能の充実
- (5) 市町村の「子どもの読書活動推進計画」策定の促進
- (6) 子どもの読書活動推進の担い手の育成
- (7) 子どもと本をつなぐネットワーク活動の構築

目 標	評価指標	現状(H25)	目標(H31)	
子どもの読書活動の現状 (読書離れ)を改善する。	読書の好きな子どもの割合	小6	72.6%	80%
		中3	75.3%	80%
		高2 ^{※3}	77.8%	80%
	不読率(1か月に1冊も本を読まない児童・生徒)の割合	小6	11.5%	3%
		中3	18.6%	12%
		高2 ^{※3}	40.5%	25%
市町村における子どもの読書活動推進体制の整備を支援し、地域格差を是正する。	市町村の子ども読書活動推進計画策定率	市	70.3%	100%
		町村	17.6%	70%
図書館等、学校図書館の機能及び連携・協力の強化を図る。	学校図書館図書標準を達成している学校の割合 ^{※1}	47.1%	55%	
	図書館等と連携している学校の割合 ^{※2}	67.0%	100%	
乳幼児期における子どもの読書活動を一層推進する。	ブックスタート実施市町村の割合	88.9%	100%	
子どもと本をつなぐネットワーク活動を構築する。	市町村立図書館等におけるボランティアの登録者数	2,076人	2,500人	
	ボランティアと連携・協力している学校の割合 ^{※2}	56.9%	68%	
	図書館等と連携している学校の割合 ^{※2} 【再掲】	67.0%	100%	
	図書館あるいは教育委員会が加わり、学校関係者と子どもの読書の推進について協議する機会がある市町村の割合 ^{※3}	42.6%	50%	

※1 対象:公立小学校・中学校 (平成24年度調査)

※2 対象:公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 (平成24年度調査)

※3 平成26年度千葉県生涯学習課調査

7 具体的な方策

	1 読書に親しむ機会の充実	2 読書環境の整備	3 普及啓発活動の推進	
家庭・地域における取組	家庭では			
	ア 本の読み聞かせ イ 家庭読書の推進	ア 大人が本に親しむ		
家庭・地域における取組	地域では			
	ア 地域文庫・家庭文庫、ボランティア団体等の取組への参加 イ 子どもが本に触れる機会の提供	ア 「本のある街」の推進 イ 子どもの読書活動に関わる人材の育成	ア 地域活動・地域行事における広報・啓発	
学校等における取組	幼稚園・保育所・認定こども園では			
	ア 本の読み聞かせ	ア 本のあるスペースの設置 イ 子どもや保護者への図書の貸出	ア 行事や「おたより」の利用	
	小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校では			
学校等における取組	ア 「朝の読書」等、読書機会の設定 イ 読書意欲を高める取組 ウ 図書資料を活用した授業の展開 エ 児童生徒による読書支援 オ 障害のある児童生徒への読書活動の支援 カ 学校図書館の活動計画の作成	ア 「人のいる学校図書館」の推進 イ 図書館等との連携 ウ 図書資料の充実 エ 学校図書館の自己評価 オ 学校図書館の情報化推進	ア 読書啓発リーフレット等の活用 イ 1000か所ミニ集会・PTA行事等を利用した広報・啓発	
	図書館等における取組	ア 読書活動に関する情報提供 イ 読み聞かせの普及 ウ 子ども向けの事業の実施 エ 子育て支援サービスの推進 オ ヤングアダルト（ティーンズ）サービスの充実 カ 子どもの読書活動推進の担い手支援 キ 学校図書館との連携協力と支援 ク 公立図書館等の取組への支援	ア 公立図書館の整備 イ 「子どもの読書活動推進センター」機能の充実 ウ 学校図書館との連携協力と支援 エ 市町村教育委員会との連携強化 オ 民間団体の支援・ボランティア活動の推進 カ 多様な支援を必要とする子どものための諸条件の整備 キ 運営の状況に関する評価等の実施 ク 公立図書館等の取組への支援	ア 「子どもの読書活動推進センター」としての啓発・普及 イ 学校との連携 ウ 子どものための郷土資料の充実と情報発信 エ 市町村立図書館等の取組への支援
		県では		
ア 子どもが本に親しむ機会の提供		ア 公立義務教育諸学校及び県立学校への人的配置 イ 学校図書館のさらなる活性化を図るための研修会等の実施 ウ 「千葉県子どもの読書活動推進計画」の点検・評価 エ 市町村の「子どもの読書活動推進計画」策定支援 オ 子どもの読書活動の実態調査や取組事例の調査 カ 民間団体の活動支援、子どもの読書活動推進の担い手育成	ア 子どもの読書活動啓発リーフレットの作成・配布 イ 家庭読書の推奨 ウ 「本のある街」の推進 エ 地域において子育て支援に従事する指導員等への啓発	
行政における取組	市町村では			
	ア ブックスタート事業の推進 イ 民間団体等と連携した機会の提供 ウ 関連事業における読書機会の提供	ア 「子どもの読書活動推進計画」の策定 イ 民間団体等の活動支援、子どもの読書活動に関わる人材の充実 ウ 学校司書の配置促進 エ 子どもの読書活動推進に関わる連携会議の開催 オ 子どもの読書活動の実態調査や取組事例の調査 カ 「子どもの読書活動推進計画」の点検・評価	ア 検診や親子で参加する行事での広報・啓発 イ 子育て支援事業の場における啓発	
			「子ども読書の日」「こどもの読書週間」等を中心とした取組	

議事資料

(1) 平成27年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について

- ・平成27年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について（諮問）
- ・平成27年度社会教育関係団体に対する補助金について（案）
- ・社会教育法（抜粋）

○別添資料

平成27年度社会教育関係団体補助金交付申請に関する資料



教生第255号

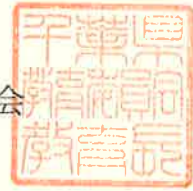
千葉県社会教育委員会議議長 様

平成27年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に
ついて（諮問）

このことについて、社会教育法（昭和24年法律第207号）第13条
の規定により、別紙のとおり諮問します。

平成27年7月14日

千葉県教育委員会



平成27年度社会教育関係団体に対する補助金について(10団体) (案)

番号	団体名	代表者名	補助対象事業	補助金額 (円)
1	日本ボーイスカウト千葉県連盟	鈴木 國夫	・ 広報紙「スカウトちば」の発行	89,000
2	一般社団法人ガールスカウト千葉県連盟	興石 治子 (高瀬 誠子)	・ 広報紙「ちばだより」の発行	89,000
3	一般社団法人千葉県子ども会育成連合会	黒坂 典雄	・ 広報紙「ちば県子連」の発行	152,000
4	日本海洋少年団千葉県連盟	安田 敏弘	・ 夜行軍(オリエンテーリング)	40,000
5	千葉県連合婦人会	渡邊 年子	・ 第60回千葉県生活者大会	74,000
6	千葉県PTA連絡協議会	大田 紀子	・ 広報紙「県P連ちば」の発行	96,000
7	千葉県高等学校PTA連合会	大木 幸夫	・ 広報紙「ちば高P連だより」の発行	55,000
8	千葉県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会	岡本 秀和	・ 「第53回千葉県国公立幼稚園PTA研究協議会 安房・君津地区南房総大会報告書」発行	40,000
9	千葉県特別支援学校PTA連合会	大竹 晴道	・ 広報紙「県P連会報」発行	40,000
10	千葉県ユネスコ協会連絡協議会	遠藤 茂勝 (金網 一男)	・ 「ユ協連ニュース75号」発行 ・ 「ユ協連ニュース76号」発行	40,000
	合 計			715,000

※会長名は、各団体の事業計画書提出時のものです。()内は、その後、新会長になった方です。

社会教育法（抜粋）

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員がおかれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に関する補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

協議参考資料

(1) 社会教育における子供の貧困対策について

○別添資料

- ・ 子供の貧困率とは
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・ 子供の貧困対策に関する大綱（概要）
- ・ 千葉県の生活保護受給者の推移と生活保護法による保護状況

社会教育における子供の貧困対策について

【資料 1】

子供の貧困率 16.3% 6人に1人が貧困の状態

国

【子どもの貧困対策の推進に関する法律】 (平成26年1月施行)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子供の貧困対策についての計画を定めるように努めるものとする。

【子供の貧困対策に関する大綱～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～】 (平成26年8月29日閣議決定)

- 1 教育の支援 2 生活の支援 3 保護者に対する就労の支援 4 経済的支援

千葉県

子供の貧困対策推進計画 策定中

【資料 2】

平成27年度 全国都道府県教育長協議会第2部会研究活動概要

調査名 「子供の貧困対策における社会教育を柱とした支援」に関する調査

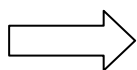
調査対象 全国都道府県教育委員会及び生涯学習担当課

調査項目

- 子供への支援 ○保護者への支援 ○地域への支援 ○支援する人材の確保・資質の向上
- 知事部局との連携 ○地域、企業、NPOなどとの連携 ○地域からの支援
- 子供の貧困対策につながる様々な計画の中での社会教育部局の位置付けとかかわり方
- 今後の方向性や斬新なアイデア

成果

全国の事例・
方向性を集約



各都道府県・市町村の
「貧困対策」に関する
企画立案に役立てる
ことができる



貧困対策の充実

【資料 3】 「子供貧困対策」をどうとらえるか

【イメージ】

例) 結果として「貧困対策」にも効果的支援

放課後子供教室 (社会教育担当課)

「貧困対策」として有効

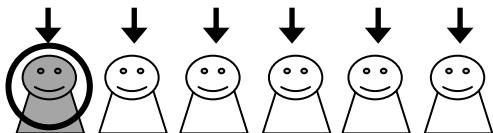
【目的】

- ・安全・安心な活動拠点(居場所)づくり
- ・心豊かで健やかな子供の育成

H27. 設置数(指定都市・中核市を除く) 198校

「全て」の子供が対象

支援



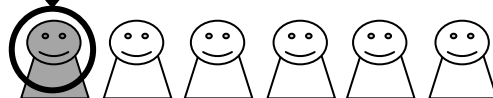
例) 「貧困対策」を主たる目的とした支援

高校生等就学給付金(H26~)

千葉県公立高等学校等就学のための給付金事業

「貧困家庭」の子供が対象

支援



その他資料

- (1) 千葉県生涯学習審議会条例
- (2) 千葉県社会教育委員条例
- (3) 社会教育委員会議運営規則

○ 千葉県生涯学習審議会条例

(平成3年7月22日条例第32号)

(設置)

第一条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)第十一条第一項の規定により、県に千葉県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、知事の意見を聴いて、千葉県教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第三条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 千葉県社会教育委員条例

(昭和24年11月8日条例第58号)

改正 昭和三一年 九月 一日条例第二七号 昭和三三年 四月 四日条例第一三号
昭和三七年 七月二四日条例第一七号 平成二六年 三月二五日条例第一二号

千葉県社会教育委員条例

題名改正〔平成二六年条例一二号〕

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定により、県に千葉県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

追加〔平成二六年条例一二号〕

第二条 委員の定数は、二十人以内とする。

一部改正〔昭和三三年条例一三号・三七年一七号・平成二六年一二号〕

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

追加〔平成二六年条例一二号〕

第四条 委員の任期は二年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成二六年条例一二号〕

第五条 教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

一部改正〔平成二六年条例一二号〕

第六条 この条例に定めるものの外、委員の会議その他運営に関し必要な事項は、千葉県教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十一年九月一日条例第二十七号抄）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）施行の日（昭和三十一年九月一日）から施行する。（後略）

附 則（昭和三十三年四月四日条例第十三号）

この条例は、昭和三十三年六月四日から施行する。

附 則（昭和三十七年七月二十四日条例第十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日条例第十二号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）

○ 社会教育委員会会議運営規則

(昭和24年11月8日教育委員会規則第9号)

改正 平成 二年 三月三十一日教育委員会 平成一五年 三月二八日教育委員会
規則第五号 規則第四号
平成一八年 三月三〇日教育委員会
規則第七号

第一条 社会教育委員（以下委員という。）の会議には、委員の互選による議長及び副議長二人をおくものとする。

第二条 議長及び副議長の任期は一年とする。但し、再選されることができる。

第三条 議長は委員の会議を主宰する。

第四条 副議長は、議長を助け議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

第五条 委員の会議は、議長が招集する。

第六条 委員の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

委員の会議の議決は、出席者の過半数できめる。

第七条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、議長があらかじめ、これを通知しなければならない。

第八条 招集は、開会の日前七日までに、これを通知しなければならない。但し急を要する場合は、この限りでない。

第九条 委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

第十条 定例会は、年三回以上これを招集しなければならない。

第十一条 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

第十二条 会議招集の通知後に急を要する事件があるときは、第六条及び前条の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

第十三条 委員は、会議において関係職員に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

第十四条 関係職員は、会議に出席して意見をのべることができる。

第十五条 この規定に定めるものの外、委員の会議に必要な事項は別にこれを定める。

第十六条 委員の会議に関する庶務は、教育庁教育振興部生涯学習課で行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月三十一日教育委員会規則第五号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日教育委員会規則第四号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十日教育委員会規則第七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

第10期千葉県生涯学習審議会第5回会議及び
平成27年度第1回千葉県社会教育委員会議 次第

日時：平成27年7月14日（火）
午後2時から
会場：千葉県教育会館 604会議室

1 開 会

2 あいさつ

- (1) 金子教育振興部長
- (2) 中澤生涯学習審議会長兼社会教育委員会議長

3 報 告

- (1) 平成27年度の社会教育施策について
- (2) 千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）について
- (3) その他

4 議 事

- (1) 平成27年度社会教育関係団体への補助金の交付について
- (2) その他

5 協 議

- (1) 社会教育における子どもの貧困対策について

6 諸 連 絡

7 閉 会

千葉県生涯学習審議会委員・千葉県社会教育委員名簿

[任期：平成25年11月19日～平成27年11月18日]

	氏 名	所 属 等	備考
1	おおくぼ よしたか 大久保 良孝	千葉市立鶴沢小学校長	
2	くろさわ ますみ 黒澤 真澄	白井市立図書館長	
3	くろだ えみこ 黒田 江美子	前浦安市教育委員会教育長	
4	さくま あつこ 佐久間 敦子	千葉県立柏中央高等学校長	
5	せんだう たかし 千藤 尚志	千葉県公民館連絡協議会顧問	
6	たかだ えつこ 高田 悦子	特定非営利活動法人子どもネット八千代理事	
7	たちばら みつひこ 立原 充彦	千葉県 PTA 連絡協議会理事	
8	たむら えちこ 田村 悦智子	公益財団法人日本バレーボール協会評議員	
9	なかざわ じゅん 中澤 潤	千葉大学教育学部教授	
10	ふくだ まさあき 福田 正明	千葉テレビ放送株式会社顧問	

【五十音順 敬称略】

第10期千葉県生涯学習審議会第5回会議及び 平成27年度第1回千葉県社会教育委員会議席表

期 日:平成27年 7月14日(火)
会 場:千葉県教育会館 6階604会議室

黒田副会長 中澤会長(議長) 佐久間副会長

○

○

○

M2	
----	--

大久保委員 ○

黒澤委員 ○

千藤委員 ○

高田委員 ○

M1

○ 立原委員

○ 田村委員

○ 福田委員

M3

(進行M1)

--	--

生涯学習課 飯田 室長	生涯学習課 藤田 課長	教育振興部 金子 部長	生涯学習課 鶴澤 室長
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

--	--

東部図書館 木内 館長	西部図書館 河野 館長	中央図書館 鶴澤 館長	県民プラザ 浅岡 所長
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

--	--

生涯学習課 金木 班長	生涯学習課 鎌形 副主幹	生涯学習課 矢部 班長	生涯学習課 宇野 社教主事	生涯学習課 梅澤 社教主事	生涯学習課 加藤 主査
-------------------	--------------------	-------------------	---------------------	---------------------	-------------------

--	--

葛南 東 社教主事	東葛飾 赤澤 社教主事	北総 東 社教主事	北総 葉山 社教主事	東上総 行木 社教主事	南房総 金房 社教主事
-----------------	-------------------	-----------------	------------------	-------------------	-------------------

--	--

生涯学習課 菅井 社教主事	生涯学習課 遠山 社教主事	生涯学習課 常世田 社教主事
---------------------	---------------------	----------------------

傍聴者	傍聴者
-----	-----

報道関係者

入口